

認知症対応型共同生活介護 　　ここら運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人うらがが開設する認知症対応型共同生活介護ここら（以下「事業所」という）が行う認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、認知症の状態にある高齢者に対し、利用契約による適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において家庭的な環境のもとで、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指す。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 　　ここら
- 二 所在地 東京都北区志茂3丁目45番17号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人

常勤にて専ら事業所の職務に従事し、事業所職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。

二 計画作成担当者 2人

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

三 介護職員 12人以上

利用者に対し適切な介護及びの日常生活全般にわたる世話、支援を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第3章 利用定員

(利用定員)

第5条 施設の利用定員は、18人とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居)

第8条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号をみたす者とする。

- 一 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- 二 自傷他害の恐れがないこと
- 三 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 四 居住地が東京都北区であること

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入居者の入居申し込みに際して、主治の医師の診断書等により該当入所者が認知症の状態にある者であることを確認する。また、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、職員間で協議する。

6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。

7 入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申し込みが行えるよう援助する。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第10条 施設の管理者は、計画作成担当者に、認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する計画作成担当者は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 計画作成担当者は、入居者の家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画について入居者又はその家族に説明し、同意を得る。

5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の職員との連携を継続的に行い、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第 11 条 入居者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 入居者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第 12 条 1 週間に 2 回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭する。

- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 3 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する
- 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

(食事の提供)

第 13 条 食事の提供は、栄養、入居者の身体状況・し好を考慮し、適切な時間に行う。

また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。

(相談及び援助)

第 14 条 入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 15 条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 16 条 入居者が医療機関に入院する必要が生じた時、1 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(利用料等の受領)

第 17 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領である時は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準額(別表)とする。

- 2 法定受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 家賃、食材料費、水光熱費、共益費等(別紙料金表)
 - 二 理美容代
 - 三 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 4 サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入居者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 18 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

第 5 章 共同生活住居の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第 19 条 入居者は、管理者や介護従事者などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

第 20 条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第 21 条 入居者は健康に留意するものとし、健康診断等は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第 22 条 入居者は、共同生活住居の清潔、整とん、その他環境衛生の保持のために協力する。

(禁止行為)

第 23 条 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 六 他の入居者及び職員に対し暴力行為に及ぶこと。
- 七 状況によっては、損害賠償を求めることができる。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 24 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、少なくとも 6 カ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第 25 条 (業務継続計画の策定等)

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的な支援を実施するための、および、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、(事業継続計画)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第 7 章 その他運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第 26 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービス

を提供する。

(入居者に関する区市町村への通知)

第 27 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたときと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。
- 三 状況によって利用者に退去を求めるとき。

(勤務体制の確保等)

第 28 条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
 - 一 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - 二 継続研修 年 1 回以上

(衛生管理等)

第 29 条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医療品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第 30 条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。

(掲示)

第 31 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 32 条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてならない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 33 条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、共同生活住居からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 34 条 入居者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの

質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第 35 条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(運営推進会議)

第 36 条 当事業所の行う認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は、北区の担当者、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び認知症対応型共同生活介護についての知見を有するもの等とする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2か月に1回以上とする。

4 運営推進会議は認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聴く機会とする。

(事故発生時の対応)

第 37 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 38 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 39 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第 40 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人うららと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 8 章 その他の運営についての重要事項

(虐待防止に関する事項)

第 41 条

1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待の防止に関する責任者を設ける
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する物）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを高齢者安心センター、区の高齢福祉課に通報するものとする。

(身体拘束等)

第 42 条 施設は、利用者の身体拘束は行わない。万一利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行う事が出来る。

2 施設は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

・利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

付則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。